



所属会派：清風クラブ  
教育民生常任委員会委員  
決算特別委員会委員  
平塚市廃棄物対策審議会委員

## いつも笑顔で やる気、根気、元気!

5月臨時会で数田議長が誕生し、令和元年度・2年度に務めた会派団長、議会運営委員会委員長の職を諸伏議員にバトンタッチし、早くも半年が経過します。

オンラインによる研修や意見交換の場が少しずつ増える一方、人が安心して集まれる条件も精査されつつあります。多様な意見や情報を得る機会を探りつつ、活動を続けてまいります。

令和3年8月27日から9月22日まで、9月定例会が開催されました。総括質問（一問一答方式・質問時間25分）の質疑応答の一部を抜粋し、お伝えしやすいように編集しご報告します。ひらつか議会だより第221号（11月5日発行）と併せてご一読ください。

詳細は平塚市議会HPから、会議録を閲覧ください。9月定例会会議録は11月20日頃に公開予定です。  
<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.dbsr.jp/index.php/>

### 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の実現に向けて

近年の新生児医療の発達により、都市部を中心にNICU（新生児特定集中治療室）が増設され、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなど、以前なら出産直後に亡くなっていたケースであっても助かることが多くなってきた。その結果、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向にある。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が、6月18日に公布、9月18日に施行される。

**問** 医療的ケア児とその家族のニーズ把握をどのように行うのか、またそれぞれのニーズに合った支援のあり方について見解を伺う。

**副市長** 医療的ケア児の保護者のニーズについては、本市の医療的ケア児支援分科会において率直な意見をもらい、要望の把握に努めている。このほかにも県や市町、養護学校、障がいや医療のサービス事業所等で構成する障がい者の地域生活を支える会議で、情報交換を行い、連携しニーズ把握の機会としている。また、県が医療的ケア児に関する市町村意見交換会を主催しており、各市町村が進めている取組みについて情報交換している。一方で、こども発達支援室くれよんがさまざまな相談を受け、個々のニーズに応じたサービス等の利用を支援している。幅広いニーズを適切に把握する中で、医療的ケア児一人一人に寄り添い、地域の多様な機関と連携しながら、必要な支援につなげていくことが重要であると考えている。 次ページに続く→

## 一問一答による再質問

**問** 子育て支援として、本市では待機児童対策や、病児・病後児保育も整備して、健康な子どもを持つ保護者への働きやすい環境が整っている。一方、医療的ケア児の保護者が働くということが保障されていない。県がこれからさまざまな施策を考えて自治体におろしてくる、そのスピードを待っていると家族が疲弊してしまうのではないかと。実際にこの法律が整うまでもご家族の疲れている感じが感じられる。自治体の自助努力として頑張れる部分があるのではないかと見解を伺う。

**健康・こども部長** 先ほど市内で医療的ケア児30人を把握していると答弁したが、もしかすると把握しきれていない部分があるかもしれない。なかなか待っているだけでは手を挙げてくれない部分もあるかと思うので、やはりできるだけ我々も手を広げ、情報をとにかく共有をして、漏れることがないようにしていきたい。実態調査などがどのようにすればできるのかということも含め、現時点ではなかなか特効薬のようなものがないけれども、法律が9月18日に施行されるので、研究を怠ることなく進めていきたい。



**問** ぜひともスピード感を持って、市民が平塚に住んでよかったと思えるように整備をお願いしたい。また、医療的ケア児支援法の基本理念に、医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援すると記されている。医療的ケア児の存在にはなかなか光があたってきていなかった。社会への啓発、存在を知らせる役目が行政にはあるが、この点についての見解を伺う。

**健康・こども部長** 地方公共団体の責務の中にも、積極的かつ主体的に支援をしていくとあり、そういう意味で医療的ケア児やその家族が暮らしにくい世の中にならないようにすることが当然求

められている。周知についてはきちんと努めていきたいと考えている。

**問** 医療的ケア児の家庭にいる医療的ケア児以外の子どもは「きょうだい児」といって、両親が医療的ケア児に集中するために十分な愛情を受けられない、自分が両親に甘えることが悪いことなんじゃないかという環境に置かれている子どもがいる。このきょうだい児についても少しずつクローズアップされている。

このきょうだい児について障がい児福祉計画の中で触れていくのか、或いはひらつか子育て応援プランの子ども子育て支援事業計画の中に含めていく必要があると考えるが見解を伺う。

**健康・こども部長** 障がい児福祉計画については、既存のシステムの中で対応できる部分もあるので、次の改訂の時に見直しをしていくことになる。また、子育て応援プランの見直しは今のところ考えていないという答弁を先ほどしたけれども、その委員からの声を聞く場面もあろうかと思う。また障がい者自立支援協議会の分科会等でも話を聞く機会があるので、その中で改めて把握していきたい。

### ●医療的ケアとは？

・NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこと。

・全国の医療的ケア児（在宅）は約2.0万人（推計）

出典：厚生労働省HP

「医療的ケア児について」



## 子どもの学びの充実

本市では成長の過程で、発達に課題があるお子さんの保護者が発達の歩みを記録し、支援機関や就学の際にスムーズな情報提供に繋がるための「はぐくみサポートファイル」がある。このサポートツールの活用は来年で10年目を迎える。

**問** はぐくみサポートファイル、これはオレンジファイルとも呼ばれ、子どもが小さいうちはこども発達支援室くれよんや幼稚園等で保護者に対しても手厚く支援がされるが、小学校、中学校でも同様なのか。この記録は、子どもたちが高校等に進学するときに非常に重要だと聞いているので、小学校、中学校の間でどういった支援をされているのか伺う。

**教育指導担当部長** 学校や子ども教育相談センター等の職員が、保護者にいろいろな聞き取りをする中で、必要があれば、はぐくみファイルの中にその内容について記載していくことで、次の支援に生かしていくようにしている。

**問** はぐくみサポートファイルや合理的配慮については、支援が必要な側だけの問題になっていて、なかなか周りに知られてないのではないかと、理

解を得られていないのではないかと印象を受ける。合理的配慮の、ハード面ではなく、今回ソフト面について質問しているが、もしかしたら周囲の児童生徒は日常で見ているので、大人よりよほど理解しているのかもしれない。支援が必要な子どもの保護者に対してのみはぐくみサポートファイルの紹介があり、合理的配慮についても、子ども教育相談センターの窓口でしか目につかない。でもこれは社会全体で考えていって、私たちが実際にこの社会の中でそれを生かしていかなければいけないことだと思う。そういった点をもっと大きな視点に立って啓発していく必要があると考えるが、見解を伺う。

**健康・こども部長** 誰もが生きづらくないように、平等に過ごしていけるような世の中を目指すということの一端として、今回の法律が制定されたということもある。昨今ヤングケアラーという話も出てきているので、いろいろな切り口の視点から、支援し把握していく、フォローしていくようなことが求められている。行政としても、広い視点の中で支援できるようなものを探っていきたい。

## 郵便投票・コロナ療養者への特例措置

**問** 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について公職選挙法の特例を定めた、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が6月21日に公布され、7月の東京都議選で初適用され、県内では8月の横浜市長選挙でも活用された。市内のコロナ感染の状況を鑑み、衆議院議員選挙に向けた制度の周知は喫緊の課題と考える。どのように周知を図っていくのか伺う。

**選挙管理委員会事務局長** この法律は、新型コロナウイルス感染症で自宅や宿泊施設で療養している方が、投票用紙等の請求時に、外出自粛要請の期間が公示日の翌日から投票日までの期間にかかる見込まれる場合に、郵便で投票できる制度である。新たに定められた措置であることに加え、投票用紙等の請求、交付、そして、記載した投票用紙の返送な

どの手続きや、感染対策が必要なこと、また、選挙管理委員会への投票用紙等の請求は、投票日の4日前までと定められていることから、制度の周知が非常に重要と考えている。自宅や宿泊施設での療養者においては、この制度の情報を入手しにくい環境にあると思われるため、市ホームページや、入場整理券に同封するチラシ、SNS等で周知を図るほか、平塚保健福祉事務所に療養者への制度案内チラシの配布を依頼するなど、様々な方法で、コロナ療養者への周知を図り、投票機会の確保に努めていく。

（注記）濃厚接触者：総務省の通知では、濃厚接触者が選挙に外出することについては不要不急の外出には当たらないと見解が示されている。濃厚接触者については、ご自身で十分に体調を注意し、手洗いまたはアルコール消毒、マスク着用等をして当日投票所もしくは期日前投票所をご利用下さい。



## ●会派視察・平塚市内～小田原市（10月12日）

今年8月に策定された「ため池ハザードマップ」に掲載された万田のため池、次に6月末にオープンした浜田牧場の自家生乳を使ったジェラテリア Vega（ベガ）、そして小田原駅に隣接するミナカ小田原を視察し、小田原市役所で事業の説明を受けました。



万田八重窪ため池



ミナカ小田原・小田原新城下町：城のある街並みにぴったりの外観。小田原市の要求水準書では外観については特記されず、結果的にこの景観に整備されたそうです。



ミナカ小田原タワー棟・図書館：同じフロアには子育て支援センター（現在、予約制）も設置されています。



小田原市議会議場にて

## ●令和2年度決算特別委員会・9月28日～30日

平成29年9月開催の決算特別委員会委員長以来、久しぶりに委員を務めました。9月定例会・常任委員会終了後、会派で勉強会を開催し、意見交換、また質問文作成の分担作業を行いました。一般・特別会計、公会計決算について50件以上の質問があがり、担当課への聞き取りも、可能な限り協力を得ました。引き続き決算書、説明書、当初・補正予算書、行政概要等の資料読み、担当課への確認を繰り返し、最終的に30件程度の質問にまとめて委員会に臨みました。

同僚議員の疑問・質問を共有することで次年度予算へ、また今後の本会議、そして日常への新たな視点を培う機会となりました。

## 最後に

新型コロナウイルス感染症の経験を通して、他者との距離を改めて考えました。議員の仕事の現場は市民生活の中にあります。人と会う機会や、活動の場を減らすことなく、自分にとっての新しい「ふつう」を模索しつつ活動しています。

市政、議員活動へのご意見・ご質問がありましたらお気軽にご連絡ください。

とてもアナログな佐藤たかこが、ブログやホームページを展開しています。

「佐藤たかこ 平塚」で検索し、是非、ご覧ください！



ご意見・ご質問、応援メッセージは、E-mail：takatan.kike@md.scn-net.ne.jp

又は Fax：0463-21-7600 にてお知らせください。